

群馬県介護関係留学生受入支援事業実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、群馬県介護関係留学生受入支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、在留資格「介護」を取得して県内の介護施設での就労を目指す外国人留学生及び留学生候補者（以下「留学生等」という。）、並びにこれを受け入れる介護施設等（以下「受入施設」という。）を支援し、もって県内の介護職員の確保を図ることを目的として実施する。

(事業内容)

第2条 本事業は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) マッチング支援事業

留学生等の母国の日本語学校（以下「現地日本語学校」という。）、または国内日本語学校に在籍し、県内で介護職として就労を希望する留学生等と、外国人介護職員の受入を希望する介護施設等、国内日本語学校及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行う。

(2) 学費及び居住費支援事業

前号に定めるマッチングを受けた留学生等に対し、国内日本語学校及び介護福祉士養成施設の在学中における学費並びに居住費の支援を行う。

(事業主体)

第3条 前条第一号に定めるマッチング支援事業の実施主体は群馬県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下、「マッチング機関」という。）に委託することができる。

2 前条第二号に定める学費及び居住費支援事業の実施主体は受入施設とし、県は当該受入施設に対し、その経費の一部を補助する。

(現地日本語学校の参加基準と役割)

第4条 本事業に参加する現地日本語学校の参加基準と役割について以下のとおり定める。

(1) 参加基準

群馬県と事業協定を締結した日本語学校であること。

(2) 役割

- ① 留学生候補者の日本語教育については、おおむね6か月間の教育期間を通じて日本語能力試験（J L P T）のN5またはそれに準ずる日本語検定試験に合格し、卒業時にはN4相当となるよう親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 留学生候補者の学習を適切にサポートし、群馬県が依頼する人数に応じ送り出すこと。
- ③ マッチング機関と協力し、学生及び保護者をサポートすること。
- ④ マッチング機関が実施する情報収集等に協力すること。

(国内日本語学校の参加基準と役割)

第5条 本事業に参加する国内日本語学校の参加基準と役割について以下のとおり定める。

(1) 参加基準

- ① 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1の1に掲げられた日本語教育機関であること。
- ② 東京入国管理局から適正校と位置付けられていること。

(2) 役割

- ① 留学生がおおむね1年間の教育期間を経て、卒業時にJ L P TのN3相当レベルとなるよう親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 留学生の学習をサポートするための体制（生活支援担当部署、サポート教員）を整備していること。特に、アルバイトの実施については、本事業に参加する留学生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。
- ③ 留学生の入学に際し、必要となる住居の確保については、受入施設とも連携しながら適切にサポートすること。
- ④ 留学生が卒業する際には、介護福祉士養成施設と連携し、円滑に進学できるよう留学生を支援すること。
- ⑤ マッチング機関が実施する情報収集等に協力すること。

(県内介護福祉士養成施設の参加基準と役割)

第6条 本事業に参加する県内介護福祉士養成施設の参加基準と役割について以下のとおり定める。

(1) 参加基準

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和 62 年法律第 30 号) 第 40 条第 2 項第 1 号に基づく養成施設として指定を受けた、県内の介護福祉士養成校

(2) 役割

- ① 留学生が介護福祉士国家資格を取得できるよう、親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 留学生の学習をサポートするための体制(留学生担当部署、留学生サポート教職員)を整備すること。特に、アルバイトの実施については、本事業に参加する留学生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。
- ③ 留学生の入学に当たっては、国内日本語学校と連携を取りながら進学をサポートすること。特に進学に際して新たに住居が必要となる場合には、受入施設とも連携しながら適切な支援を行うこと。
- ④ 留学生が除籍した際には速やかに出入国管理局に届け出るなど、適正な対応を行うこと。
- ⑤ 在籍中に留学生が本事業を離脱し、受入施設から第 7 条(2)⑨ただし書きによる協議があった場合は、誠実に対応すること。
- ⑥ マッチング機関が実施する情報収集等に協力すること。

(県内受入施設の参加基準と役割)

第 7 条 本事業に参加する県内受入施設の参加基準と役割について、以下のとおり定める。

(1) 参加基準

- ① 外国人介護職員の雇用に意欲を持ち、県内において介護保険法に基づく介護サービスを提供する施設等であって、(2)に記載の役割を確実に担い、留学生等の在学期間から雇用後まで、長期にわたる支援と適切な処遇ができる安定的な財政基盤や人員体制を有していること。
- ② 第 2 条第 2 号に規定する、留学生に対する学費及び居住費の支援について、第 11 条の規定に従い実施すること。

(2) 役割

- ① 外国人介護職員に対するアルバイト賃金は、日本人と同等とすること。また、正式採用後の賃金においても同様とする。
- ② 外国人介護職員(受入施設でアルバイト中の留学生を含む)に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。
- ③ 留学生の住居の確保については、国内日本語学校及び介護福祉士養成施設への通

学についても配慮しつつ、十分なサポートを行うこと。

- ④ マッチングされた留学生が国内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用するものとする。なお、受入施設と国内日本語学校又は介護福祉士養成施設の距離が遠く、平日は受入施設でアルバイトを行うことが困難な場合は、週末や長期休暇中にアルバイトを行うことも可とし、その場合においても住居の確保や通学への配慮等の便宜を図ることが望ましいこと。
- ⑤ ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターによる支援を活用する等、留学生のサポートを行うこと。
- ⑥ 就労の際には、法人が定める勤務条件、休暇制度により処遇することとあわせ、外国人介護職員の帰郷に配慮し、年に一度、1週間程度の休暇取得の便宜を図ることが望ましいこと。
- ⑦ 介護福祉士国家試験に不合格となり、就労しながら再度受験しようとする留学生に対しては、十分な配慮を行うこと。
- ⑧ マッチング機関が実施する情報収集等に協力すること。
- ⑨ 留学生が介護福祉士等修学資金を借り入れるにあたり、他に適当な保証人がいない場合には、法人保証の制度を活用して保証人となるよう協力すること。

ただし、介護福祉士養成施設に在籍中に留学生が本事業を離脱したときは、介護福祉士養成施設に対し、保証人としての負担軽減について協議できるものとする。

(本事業対象者の決定)

第8条 本事業による支援対象となる留学生等のうち、現地日本語学校から参加する者については、以下の手順により決定する。

- ① 現地日本語学校は、本事業に参加を希望する学生及びその保護者に対して、マッチング機関の協力を得ながら本事業の内容を十分に説明し、理解を得た上で、本事業による支援対象となる留学生候補者を選定し、当該学生の情報をマッチング機関に提供する。
- ② マッチング機関は、学生や受入施設等の希望も踏まえつつ、マッチングを行う。
- ③ ②のマッチングにより、当事者間でおおむねの合意が得られた後、受入施設と留学生候補者による協定を締結する。また、県内日本語学校及び介護福祉士養成校は、本事業の履行に係る誓約書を県に提出する。なお、協定書及び誓約書については、別途、県が示す標準例を参考として当事者間で定める。

2 本事業による支援対象となる留学生等のうち、国内日本語学校に既に在籍している者については、以下の手順により決定する。

- ① 国内日本語学校は、本事業に参加を希望する留学生に対し、十分に事業内容を説

明し、理解を得た上で、本事業による支援対象となる留学生候補者を選定し、当該学生の情報をマッチング機関に提供する。

② マッチング機関は、留学生や受入施設の希望も踏まえつつ、マッチングを行う。

③ ②のマッチングにより、当事者間でおおむねの合意が得られた後、受入施設と留学生等による協定を締結する。また、国内日本語学校及び介護福祉士養成校は、本事業の履行に係る誓約書を県に提出する。なお、協定書及び誓約書については、別途、県が示す標準例を参考として当事者間で定める。

(現地日本語学校への手数料)

第9条 県は、現地日本語学校に対し、以下の事務手数料を支払う。

マッチングした留学生の群馬県内への送り出し実績に応じて、留学生1名につき10万円（ただし、1校につき6人目以降は1名につき5万円）を支払う。

ただし、上記手数料は、マッチング機関を通じ、マッチング機関への委託料の範囲内で支払うものとする。

(県内日本語学校への留学)

第10条 現地日本語学校は、マッチングされた県内日本語学校の依頼する期日までに遅滞なく入国に関する書類を送付する。

(学費及び居住費補助等)

第11条 第2条第2号の規定により受入施設が行う学費及び居住費の支援については、県の補助基準額である以下の額を標準として各受入施設において定める。なお、留学生等の負担を可能な限り軽減するために、受入施設は必要に応じて支給の時期等を配慮するものとする。

(1) 国内日本語学校の学費及び在学中の居住費

① 学費 (1月につき5万円) × 12月 = 60万円

② 居住費 (1月につき3万円) × 12月 = 36万円

(2) 介護福祉士養成施設の学費及び在学中の居住費

③ 学費 介護福祉士修学資金を利用(法人として保証人になる等の支援を実施)
ただし、受入施設が独自の奨学金で修学資金と同等以上の支援を行うことも可

④ 居住費 (1月につき3万円) × 12月 × 2年 = 72万円

※ (1) 国内日本語学校在学中において、原則として①、②の両方またはどちらか1つ、(2) 介護福祉士養成施設在学中において、原則として③、④の両方またはどちらか1つの支援を実施するものとする。

2 介護施設が行う前項の助成に対する県の補助については、別に定める。

(留学生のサポート体制)

第12条 留学生のサポートにあたっては、日本語学校、介護福祉士養成施設、県内受入施設、マッチング機関が十分に連携しながら必要な支援を行うこと。

(会議の開催)

第13条 本事業を円滑に実施するため、事業に係る課題の把握とその解決について協議するため、必要に応じて関係者会議を開催する。

(その他)

第14条 本事業を実施するにあたり必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年7月 6日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年9月15日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年4月 1日から施行する。